

平成30年度高知県あつたかふれあいセンター施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、平成30年度高知県あつたかふれあいセンター施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助事業)

第2条 県は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる県づくりのため、別表第1に定めるあつたかふれあいセンター（高知県あつたかふれあいセンター事業費補助金交付要綱第3条第1項に規定する「あつたかふれあいセンター」をいう。）の施設整備事業（以下「補助事業」という。）に関して、市町村が実施する事業又は社会福祉法人、民間企業、特定非営利活動法人若しくはその他の法人が実施する事業に対し市町村が補助する事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 補助対象経費、補助基準額、補助率及び交付額の算定方法は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 市町村は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

3 市町村は、別表第1で定める補助基準額のあつたかふれあいセンターの拠点又はサテライト1ヵ所あたりの新設又は改修の補助事業の実施に必要な工事費（これらと同等であると認められる委託費、分担金及び適当であると認められる施設購入費等を含む。）及び実施設計に要する経費について、複数年度又は複数回にわたり補助金の交付申請をすることができる。ただし、その場合、各年度又は各回補助金の合計額は補助基準額の範囲内によるものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、補助事業を行うに当たっては、次に掲げる事項を

遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（補助金交付決定額の20パーセントを超えない減額変更をしようとする場合の変更をいう。）は、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による事業の中止（廃止）申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
 - (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬこと。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (6) 補助事業により取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える施設財産、機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
 - (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
 - (8) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (9) 補助事業の実施において物品を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとすること。
 - (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと、間接補助金の交付対象としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上必要があると認めて知事が指示した事項
- 2 市町村は、第2条に規定する間接補助金を交付する場合（市町村が、県から交付を受けた補助金に加えて市町村の財源による上乗せ補助を行う場合を含む。以下同じ。）は、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用しないこと。
 - (2) 消費税及び地方消費税の申告により当該間接補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに市町村に報告するとともに、当該金額を市町村に返還しなければならないこと。
 - (3) 県税の滞納がないこと。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、前項の規定に準ずる事項。（前項の規定中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「市町村長」と読み替え、申請書の様式については市町村において定めるものとする。）
- 3 市町村は、前項第4号の規定に基づき、間接補助事業者へ承認又は指示を行う場合は、事前に第1項に規定する知事の承認又は指示を受けてから行わなければならない。

(状況報告及び調査)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 間接補助金を交付した市町村は、前項の規定により知事から報告を求められたときは、間接補助事業者に対し、速やかに当該事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行わなければならない。

(実績報告等)

第8条 市町村は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 市町村は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 市町村は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第11条 知事は、補助事業が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不適当であると認められるとき。
- (2) 支出額が予算額に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業の契約の相手方又は間接補助事業者若しくは間接補助事業者の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市町村がこの要綱の規定に違反したとき。

(財産の処分の制限等)

第12条 市町村は、取得財産等について、別記第6号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

2 市町村は、当該年度に取得財産等があるときは、第8条第1項の補助金実績報告書に別記第7号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

3 市町村は、第2条に規定する間接補助金を交付する場合、間接補助事業者に対して第1項から第2項までの条件を付さなければならない。

(繰越承認の申請)

第13条 市町村は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第8号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 市町村は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第9号様式による年度終了実績報告書を翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助金の交付申請を行う市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年6月11日から施行する。

2 この要綱は、平成32年5月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により交付された補助金については、第6条第1項第4号から第7号まで（同条第2項第4号の規定によりこれに準ずる場合を含む。）、同条第2項第2号、同条第3項、第7条、第8条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第2条、第3条関係）

1 補助事業	あつたかふれあいセンターにおいて、次の①～④に掲げるサービスを提供するために必要となる、あつたかふれあいセンターの使用する施設の整備（新設又は改修（増築を含む））を行う事業のうち、下記の（1）～（3）の要件をすべて満たすもの										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業</th><th>事 業 の 概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 介護予防プログラムの提供</td><td>介護予防体操等の介護予防プログラムを定時定量的に提供する。 ただし、プログラムの構成に当たってリハビリテーション専門職等の視点を取り入れる、又はリハビリテーション専門職等による効果の検証を行うなど、リハビリテーション専門職等が関与して実施するものであること。</td></tr> <tr> <td>② 認知症カフェの開催</td><td>認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的として開催される集いの場）を定期的に開催する。</td></tr> <tr> <td>③ 子育て支援や障害者の地域生活支援などの制度サービスの提供</td><td>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく子育て支援や障害者支援等のサービスを提供する。</td></tr> <tr> <td>④ ショートステイの実施</td><td>「泊まり」機能により、在宅生活に不安のある高齢者や障害者等を一時的に泊めるショートステイを実施する。</td></tr> </tbody> </table>	事 業	事 業 の 概 要	① 介護予防プログラムの提供	介護予防体操等の介護予防プログラムを定時定量的に提供する。 ただし、プログラムの構成に当たってリハビリテーション専門職等の視点を取り入れる、又はリハビリテーション専門職等による効果の検証を行うなど、リハビリテーション専門職等が関与して実施するものであること。	② 認知症カフェの開催	認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的として開催される集いの場）を定期的に開催する。	③ 子育て支援や障害者の地域生活支援などの制度サービスの提供	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく子育て支援や障害者支援等のサービスを提供する。	④ ショートステイの実施	「泊まり」機能により、在宅生活に不安のある高齢者や障害者等を一時的に泊めるショートステイを実施する。
事 業	事 業 の 概 要										
① 介護予防プログラムの提供	介護予防体操等の介護予防プログラムを定時定量的に提供する。 ただし、プログラムの構成に当たってリハビリテーション専門職等の視点を取り入れる、又はリハビリテーション専門職等による効果の検証を行うなど、リハビリテーション専門職等が関与して実施するものであること。										
② 認知症カフェの開催	認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的として開催される集いの場）を定期的に開催する。										
③ 子育て支援や障害者の地域生活支援などの制度サービスの提供	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく子育て支援や障害者支援等のサービスを提供する。										
④ ショートステイの実施	「泊まり」機能により、在宅生活に不安のある高齢者や障害者等を一時的に泊めるショートステイを実施する。										
	<p>（1）当該施設において、①～④に掲げるサービスのうち2以上のサービス提供に取り組む場合を対象とする。ただし、当該施設がサテライトとして使用される施設である場合には、①～④に掲げるサービスのうち1以上のサービス提供に取り組む場合を対象とする。</p> <p>なお、いずれの場合においても、施設整備に係る工事完了の翌年度までにサービス提供を開始すること。</p> <p>（2）施設を新設する場合には、福祉避難所として指定すること。福祉避難所の指定状況が確認できる書類を提出することとし、福祉避難所の指定が翌年度以降となる場合には、あらかじめ県の承認を得ること。</p> <p>（3）他の補助金等を活用できる事業については、その補助金等の充当残額相当部分に限り本事業の対象とする。</p>										
2 補助対象経費	補助事業の実施に必要な工事費（これらと同等であると認められる委託費、分担金及び適当であると認められる施設購入費等を含む。）及び実施設計に要する経費 ただし、次の（1）及び（2）に掲げる経費は補助対象としない。										
	<p>（1）用地取得又は補償に要する経費</p> <p>（2）用地の整地に要する経費</p>										
3 補助基準額	あつたかふれあいセンターの拠点又はサテライト1ヵ所あたり 22,000千円以内（新設） 11,000千円以内（改修（増築を含む））										
4 補助率	2分の1										
5 交付額の算定方法	補助基準額と補助対象経費とを比較し、低い方の額に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。										

注意事項

下記に定める区域において、補助事業を行う場合は、第4条第1項に定める補助金等交付申請書の提出前に立地の安全性に係る協議を要するものとする。

区域名	内容
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項により別途定めた区域

土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法第9条第1項により別途定めた区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項により別途定めた区域
砂防指定地	砂防法(明治30年法律第29号)第2条により別途定めた区域
地すべり防止区域	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項により別途定めた区域
津波浸水想定区域	津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項により別途定めた区域
洪水浸水想定区域	水防法(平成24年法律第193号)第14条第1項により別途定めた区域

別表第2（第6条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であると知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。